

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和5年7月14日	株式会社木村タクシー(法人番号2290001038174)代表者木村日出夫	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車) 文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和4年12月20日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録の記載事項不備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)事故の記録事項不備違反(運輸規則第26条の2)、(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(12)地理・応接の指導監督の記録・保存義務違反(運輸規則第40条第3項)	2	2	2	2
	福岡県糟屋郡宇美町貴船4丁目12-7	福岡県糟屋郡宇美町貴船4丁目12-7							